

登録番号

申告区分 1. 新規登録(新車) 2. 新規登録(中古車) 3. 移転登録 4. 転入 5. 転出 6. 抹消登録 7. 変更(使用者・住所・氏名・定置場・番号・構造・用途・軽自動車の所有者) 8. その他()

取得原因 1. 売買 2. 相続 3. 贈与 4. 所有権留保解除 5. その他()

課税区分 1. 課税 2. 非課税 3. 課税免除 4. 減免(障害者・その他) 5. 免税点以下 6. 商品車 7. その他()

自動車税 自動車取得税

自動車取得税・自動車税申告書(報告書)

知事殿

次のとおり申告(報告)します。 平成 年 月 日

Main form grid containing registration details, vehicle specifications, tax amounts, and owner information. Includes sections for registration number, vehicle type, engine details, and tax calculations.

※この欄には記入しないこと。

第十六号の九様式(用紙日本工業規格A4)(第九条の二及び第八条の十五関係)

第16号の9様式記載要領

- この申告書は、法第122条の規定により自動車取得税の納付に関し申告等を行う場合、また、法第152条第1項の規定により自動車税の賦課徴収に関し申告又は報告を行う場合に使用すること。
- 「申告区分」及び「取得原因」の各欄には、該当する項目の番号を右の枠内に記入すること。
また、「申告区分」の欄で「7. 変更」に該当する場合には、番号を記入するほか、（ ）内の該当項目を○で囲むこと。
- 「課税区分」の欄には、該当する項目の番号を「自動車取得税」及び「自動車税」の各枠内に記入すること。
また、移転登録による自動車税の課税対象外、本人持ち込みにより他の都道府県から転入する場合の自動車取得税の課税対象外等、1から6までの項目に該当しない場合には、「7. その他」を選択し（ ）内にその詳細を記入すること。
- 「登録（取得・変更・廃車等）年月日」、「初度登録年月（初度検査年）」及び「生年月日」の各欄のうち年号の部分には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 「用途」、「種別」、「営・自区分」、「燃料の種類」、「所有形態」及び「グリーン化特例」の各欄には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 「用途」の欄で「07. バス（その他）」又は「09. 特種用途自動車」に該当する場合及び「燃料の種類」又は「所有形態」の各欄で「その他」に該当する場合は、（ ）内にその詳細を記入すること。
- 「納税（申告・報告）義務者」の欄の「住所又は所在地」には、上段に都道府県、市町村名、番地までを記入すること。
また、納税義務者等がビル等に入居している場合又は同居人である場合には、下段の枠内に、ビル等の名称のほかに棟号数、室番号又は〇〇様方のように、郵送物が確実に届くように記入すること。
なお、「氏名又は名称」の欄の右端の「印」位置に、必ず押印すること。
- 「乗車定員」及び「最大積載量」の各欄には、貨客兼用車等であるため乗車定員及び最大積載量がそれぞれ複数ある場合、（ ）内にはいずれか大きい方の乗車定員とこれに係る最大積載量を記入すること。
- 「車体の形状」の欄には、自動車検査証の「車体の形状」の欄に記載された形状を記入すること。
- 「長さ」、「幅」及び「高さ」の各欄には、特種用途自動車の場合のみ記入すること。
- 「取得前の用途」の欄には、他から自動車の譲渡を受けた場合など、今回の申告以前も当該自動車が所有されていた場合においてその用途について該当する項目の番号を枠内に記入し、併せて初度登録年月（初度検査年）からの経過年数を記入すること。
また、「3. その他」に該当する場合には、（ ）内にその詳細を記入すること。
- 「エコカー減税」の欄には、次のうち、該当する項目の番号又は記号を枠内に記入すること。（バリアフリー、ＡＳＶ特例にも該当する場合は、「エコカー減税」又は「バリアフリー、ＡＳＶ特例」のうち、適用を受けようとする一方のみ記入すること。）
 - (い) 電気自動車、天然ガス自動車（21年排出ガス10%低減）（非課税）……1 (ろ) プラグインハイブリッド自動車（非課税）……2 (は) 低排出ガスディーゼル乗用車（非課税）……3
 - (に) 17年排出ガス75%低減かつ32年度燃費+20%達成ガソリン車（乗用車）（非課税）……4 (ほ) 17年排出ガス75%低減かつ32年度燃費+10%達成ガソリン車（乗用車）（20/100税率）……5
 - (へ) 17年排出ガス75%低減かつ32年度燃費基準達成ガソリン車（乗用車）（40/100税率）……6 (と) 17年排出ガス75%低減かつ27年度燃費+10%達成ガソリン車（乗用車）（60/100税率）……7
 - (ち) 17年排出ガス75%低減かつ27年度燃費+5%達成ガソリン車（乗用車）（80/100税率）……8 (り) 17年排出ガス75%低減かつ27年度燃費+25%達成ガソリン車（2.5t以下バス・トラック）（非課税）……A
 - (ぬ) 17年排出ガス75%低減かつ27年度燃費+20%達成ガソリン車（2.5t以下バス・トラック）（20/100税率）……B (る) 17年排出ガス75%低減かつ27年度燃費+15%達成ガソリン車（2.5t以下バス・トラック）（40/100税率）……C
 - (を) 17年排出ガス75%低減かつ27年度燃費+10%達成ガソリン車（2.5t以下バス・トラック）（60/100税率）……E (わ) 17年排出ガス75%低減かつ27年度燃費+5%達成ガソリン車（2.5t以下バス・トラック）（80/100税率）……F
 - (か) 17年排出ガス75%低減かつ27年度燃費+15%達成ガソリン車（2.5t超3.5t以下バス・トラック）（非課税）……H (よ) 17年排出ガス75%低減かつ27年度燃費+10%達成ガソリン車（2.5t超3.5t以下バス・トラック）（20/100税率）……K
 - (た) 17年排出ガス10%低減かつ27年度燃費+5%達成ガソリン車（2.5t超3.5t以下バス・トラック）（40/100税率）……L (れ) 17年排出ガス75%低減かつ27年度燃費基準達成ガソリン車（2.5t超3.5t以下バス・トラック）（60/100税率）……M
 - (そ) 17年排出ガス50%低減かつ27年度燃費+15%達成ガソリン車（2.5t超3.5t以下バス・トラック）（20/100税率）……N (つ) 17年排出ガス50%低減かつ27年度燃費+10%達成ガソリン車（2.5t超3.5t以下バス・トラック）（40/100税率）……P
 - (ぬ) 17年排出ガス50%低減かつ27年度燃費+5%達成ガソリン車（2.5t超3.5t以下バス・トラック）（60/100税率）……R (な) 21年排出ガス10%低減かつ27年度燃費+15%達成ディーゼル車（2.5t超3.5t以下バス・トラック）（非課税）……T
 - (ら) 21年排出ガス10%低減かつ27年度燃費+10%達成ディーゼル車（2.5t超3.5t以下バス・トラック）（20/100税率）……U (む) 21年排出ガス10%低減かつ27年度燃費+5%達成ディーゼル車（2.5t超3.5t以下バス・トラック）（40/100税率）……W
 - (う) 21年排出ガス10%低減かつ27年度燃費+15%達成ディーゼル車（2.5t超3.5t以下バス・トラック）（60/100税率）……X (ゐ) 21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費+15%達成ディーゼル車（2.5t超3.5t以下バス・トラック）（20/100税率）……ア
 - (の) 21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費+10%達成ディーゼル車（2.5t超3.5t以下バス・トラック）（40/100税率）……エ (お) 21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費+5%達成ディーゼル車（2.5t超3.5t以下バス・トラック）（60/100税率）……オ
 - (く) 21年排出ガス10%低減かつ27年度燃費+15%達成ディーゼル車（3.5t超バス・トラック）（非課税）……カ (や) 21年排出ガス10%低減かつ27年度燃費+10%達成ディーゼル車（3.5t超バス・トラック）（20/100税率）……キ
 - (ま) 21年排出ガス10%低減かつ27年度燃費+5%達成ディーゼル車（3.5t超バス・トラック）（40/100税率）……コ (け) 21年排出ガス10%低減かつ27年度燃費基準達成ディーゼル車（3.5t超バス・トラック）（60/100税率）……サ
 - (ふ) 21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費+15%達成ディーゼル車（3.5t超バス・トラック）（20/100税率）……シ (こ) 21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費+10%達成ディーゼル車（3.5t超バス・トラック）（40/100税率）……ス
 - (え) 21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費+5%達成ディーゼル車（3.5t超バス・トラック）（60/100税率）……セ
- 「中古車特例」の欄には、特例の適用を受けようとするか否かについて、該当する項目を○で囲むこと。特例の適用を受けようとする場合は、上記12（い）～（ぬ）、（く）～（え）のうち、該当する項目の番号又は記号を枠内に記入すること。（ただし、「非課税」は「45万円控除」に、「20/100税率」は「35万円控除」に、「40/100税率」は「25万円控除」に、「60/100税率」は「15万円控除」に、「80/100税率」は「5万円控除」に読み替える。また、（く）～（え）については、ディーゼルハイブリッド車のみを対象とする。）
また、「中古車特例」において、上記12（に）～（わ）のうち、J C08モード燃費値を算定していない自動車について、「32年度燃費+20%達成」に、「32年度燃費+10%達成」に、「32年度燃費+65%達成」に、「32年度燃費基準達成」は「22年度燃費+50%達成」に、「27年度燃費+10%達成」は「22年度燃費+38%達成」に、「27年度燃費+5%達成」は「22年度燃費+32%達成」に、「27年度燃費+25%達成」は「22年度燃費+57%達成」に、「27年度燃費+20%達成」は「22年度燃費+50%達成」に、「27年度燃費+15%達成」は「22年度燃費+44%達成」に読み替えるものとする。
- 「エコカー減税」又は「中古車特例」の適用を受けようとする場合で、12の（い）～（え）のいずれかに該当する場合は「燃費」の欄に燃費値を記入すること。
また、貨物自動車の場合には、「変速装置」の欄について該当する項目を○で囲むこと。
なお、「構造」の欄については、貨物自動車のうち軽自動車については「A」又は「B」を、車両総重量1.7t超3.5t以下の貨物自動車については「A」、「B1」又は「B2」のいずれか該当する項目を選択すること。「A」は次の要件のいずれにも該当する場合をいい、「A」以外の場合を「B」、「B」のうち（ろ）に掲げる要件に該当する場合を「B1」、「B」のうち「B1」以外のものを「B2」という。
 - (い) 最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。
 - (ろ) 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。
 - (は) 運転室の前方に原動機を有するものであること。
- 「バリアフリー、ＡＳＶ特例」の欄には、特例の適用を受けようとするか否かについて、該当する項目を○で囲むこと。特例の適用を受けようとする場合は、次のうち、該当する項目の番号又は記号を枠内に記入すること。（エコカー減税にも該当する場合は、「エコカー減税」又は「バリアフリー、ＡＳＶ特例」のうち、適用を受けようとする一方のみ記入すること。）
 - (い) ノンステップバス（1,000万円控除）……1 (ろ) リフト付きバス（乗車定員30人以上）（650万円控除）……2 (は) リフト付きバス（乗車定員30人未満）（200万円控除）……3 (に) ユニバーサルデザインタクシー（100万円控除）……4
 - (ほ) ＡＳＶ（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両）（3.5t超8t以下トラック）（350万円控除）……5 (へ) ＡＳＶ（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両）（8t超20t以下トラック）（350万円控除）……6
 - (と) ＡＳＶ（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両）（20t超22t以下トラック）（350万円控除）……7 (ち) ＡＳＶ（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両）（5t以下かつ乗車定員10人以上で立席のないバス等）（350万円控除）……8
 - (り) ＡＳＶ（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両）（5t超12t以下かつ乗車定員10人以上で立席のないバス等）（350万円控除）……9 (ぬ) ＡＳＶ（車両安定性制御装置搭載車両）（3.5t超8t以下トラック）（350万円控除）……A
 - (る) ＡＳＶ（車両安定性制御装置搭載車両）（8t超20t以下トラック）（350万円控除）……B (を) ＡＳＶ（車両安定性制御装置搭載車両）（20t超22t以下トラック）（350万円控除）……C
 - (わ) ＡＳＶ（車両安定性制御装置搭載車両）（5t超12t以下かつ乗車定員10人以上で立席のないバス等）（350万円控除）……E (か) ＡＳＶ（衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載車両）（3.5t超8t以下トラック）（525万円控除）……F
 - (よ) ＡＳＶ（衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載車両）（8t超20t以下トラック）（525万円控除）……H (た) ＡＳＶ（衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載車両）（20t超22t以下トラック）（525万円控除）……K
 - (れ) ＡＳＶ（衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載車両）（20t超22t以下トラック）（350万円控除(H28.11.1以降)）……L
 - (そ) ＡＳＶ（衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載車両）（5t超12t以下かつ乗車定員10人以上で立席のないバス等）（525万円控除）……M
- 「現実の取得価額」の欄には、法第118条第2項第1号に規定する無償による取得又は譲渡者が親族等である場合の取得、その他特別の事情による取得である等、取得価額が通常の取引価額と異なる場合に記入すること。
- 「取得価額」の欄には、法第118条に規定する取得価額を記入すること。
- 「取得価額」の欄の「付加物の内訳」には、自動車に付加して一体となっているステレオ、アルミホイール等、具体的な付加物の名称とその金額を記入すること。
- 「グリーン化特例」の欄について、該当する項目の番号を枠内に記入すること。なお、「★★★★」は平成17年排出ガス基準75%低減達成車のことをいう。